

制定	平成18年	3月31日	山運公示第	11	号
改正	平成18年	9月29日	山運公示第	11	号
改正	平成20年	12月25日	山運公示第	2	号
改正	平成22年	9月9日	山運公示第	1	号
改正	平成24年	9月26日	山運公示第	5	号
改正	令和2年	1月9日	山運公示第	7	号
改正	令和2年	4月6日	山運公示第	1	号
改正	令和5年	8月1日	山運公示第	4	号
改正	令和6年	4月22日	山運公示第	2	号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示の取扱いについて

タクシー車両の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法、関係法令及び運賃実施通達の規定のほか、平成14年3月26日付中国運輸局公示第220号で定められているところであるが、山口運輸支局管内におけるその具体的な取扱い基準を下記のとおり定めたので公示する。

また、平成14年3月26日付中国運輸局公示第220号記の3の判断はこの基準に沿って行うこととする。

平成18年3月31日

中国運輸局山口運輸支局長 杉谷 太久美

記

I 一般準則

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
- 2 表示する文字等の塗色は、車体の塗色を考慮し明瞭に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、公衆及び旅客に見やすいように表示しなければならない。
なお、表示する文字の大きさは、別途の規定がある場合を除き縦横50ミリメートル以上とする。
- 3 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
- 4 表示装置、表示板の取扱いは適正に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。
- 5 法令又は本取扱いに定める場合のほか、車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付する時は、公衆の利便に資する必要最小限度の物であって、旅客の視野又は法令若しくは本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。
- 6 個人タクシー事業者の定期休日に於ける自家使用等、やむを得ず自家用として使用する場合は、車外に向けその旨わかりやすく表示しなければならない。また、その場

合表示した時刻、終了した時刻及び運行した区間を、運転日報の備考欄に記入する等、記録しておくこと。

Ⅱ 一般タクシー（一人一車制個人タクシーを含む。）の表示等

1 運賃メーター器（「外付け運賃・料金ユニット」を使用する場合は、それも含める。以下同様）

運賃メーター器は、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器の表示が確認できる位置に装着する。

ただし、運賃メーター器によらない運賃のみを適用する車両にあってはこの限りでは無い。

2 車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の装置であり、昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示項目及び表示方法は次によるものとする。

ただし、車外表示装置（表示灯）に、(2) ①から⑪までの事項が表示される場合にあつては、車外に向けての表示は必要ないものとする。

(1) 装着位置

表示装置は、ダッシュボード上部又は前席左前上方であって、別表1「一般タクシーの表示方法」の例による位置に装着する。

なお、Ⅱ2のただし書きの車外表示装置（表示灯）を使用する場合は、ダッシュボード、又は前席左前に装着することができる。

(2) 表示事項

表示装置による表示事項のうち、下記⑤から⑪まではⅡ7の表示板によることができる。

① 『支払』

支払いの場合に車内及び車外に向けて表示する。

② 『賃走』

距離制運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③ 『空車』

空車の場合に車外に向けて表示する。

④ 『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

⑤ 『迎車』

(ア) 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。(ただし、⑥に規定する『予約』を表示する場合は適用しない。)

(イ) 『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑥ 『予約』

迎車回送料金を適用せず旅客の申し込みを受けて迎車回送する場合、車外に向けて表示する。(ただし、⑤に規定する『迎車』を表示する場合は適用しない。)

⑦ 『貸切』

(ア) 時間制運賃を適用する場合、又はケア運賃及び介護運賃であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

(イ) 『貸切』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑧ 『観光』

(ア) 観光ルート別運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。

(イ) 『観光』は、前記の場合以外表示してはならない。

(ウ) 『観光』を表示したときは、表示した時刻及び観光ルート名を「運転日

報」の備考欄に記入しなければならない。

⑨ 『回送』

(ア) 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に車外に向けて表示する。

(イ) 『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

(ウ) 『回送』を表示したときは表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入するものとする。

⑩ 『救援』

(ア) 救援事業を行う場合はその時間中、車外に向けて表示する。

(イ) 『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

(ウ) 『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

⑪ 『定額』

(ア) 定額運賃を適用する時間中、車外に向けて表示する。(ただし、⑧に規定する『観光』を表示する場合は適用しない)

(イ) 『定額』は前記の場合以外表示してはならない。

3 車外表示装置

車両の屋根には、次に掲げる表示装置を、別表1「一般タクシーの表示方法」による位置に装着する。ただし、特定大型車については装着を省略することができる。

なお、車外表示装置に使用する灯火の色、点灯方法及び光度等は、「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

(1) 事業者名等表示灯

『タクシー』、『TAXI』、事業者の名称若しくは記号又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示したもの。

なお、記号は、商標登録がされたもの等、周知されているものに限る。(以下、「記号」について同じ。)

(2) 車種区分表示灯

車種区分(『普通』『大型』『特大』のいずれか)を表示することができる。

車種区分を表示する場合は、中国運輸局長公示により運賃適用地域ごとに定められた車種区分のうち、当該車両に適用する車種区分を表示すること。

なお、上記(1)の表示灯にこれを併記することもできる。

(3) 禁煙車表示灯

『禁煙マーク』又は『禁煙車』を表示すること。

なお、『禁煙マーク』と『禁煙車』を併記することもできる。

表示灯は別表2「禁煙表示灯の表示方法」の規格による。

4 車外表示

車両の外側(側面ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を別表1「一般タクシーの表示方法」の例による位置に表示する。

なお、表示方法はペンキ等の塗色又は容易に除去できないステッカーによるほか、マグネットシート等脱落の恐れがないものとする。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号(法人における「株」、「有」等は省略可)

(2) 『タクシー』又は『TAXI』(上記(1)の名称に当該文字が含まれている場合又は「交通」の文字が含まれている場合は、タクシー業務適正化特別措置法による指定地域及び特定指定地域を除き省略できる。)

(3) 『個人』(一人一車制個人タクシーに限る。)

(4) 所属営業所の所在地名の略称

所属営業所の所在する地区名(市町村合併が行われた場合の旧の市町村名を含む)市町村名又は営業区域名。(『市』、『町』、『村』の文字は省略する。)

(5) 初乗運賃額等

前面ガラスの表示は初乗運賃額（当該車両に適用する初乗運賃額）を赤色文字で表示する。側面ガラス及び後部ガラスの表示は『初乗』の文字及び初乗運賃額（当該車両に適用する初乗運賃額）を赤色文字で表示する。

ただし、運賃及び料金の認可時（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域及び準特定地域においては届出時）等において別途指示があった場合は、当該指示による。

なお、前面ガラスに表示する場合は、道路運送車両の保安基準第 29 条第 4 項第 7 号の規定による平成元年 5 月 1 日付け中国運輸局公示第 113 号で縦 5.6 cm 以内、横 11 cm 以内のものと指定されているので注意すること。

(6) 『禁煙車マーク』又は『禁煙車』を表示すること。

なお、表示は別表 2「禁煙表示灯の表示方法」の規格による。

5 ユニバーサルデザインタクシー車両の表示

ユニバーサルデザインタクシー車両については以下のとおりの取扱いとする。

(1) 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

- ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和 2 年 3 月 31 日以前にレベル 2 の認定を受けた一般車両については、別表 5 の 1 に定める表示マークを表示するものとする。
- ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和 2 年 3 月 31 日以前にレベル 1 の認定を受けた一般車両については、別表 5 の 2 に定める表示マークを表示するものとする。
- ③「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車いす用スロープ又はリフトを備えた一般車両については、別表 5 の 3 に定める表示マークを表示することを推奨する。
- ④「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和 2 年 4 月 1 日以降にレベル 2 の認定を受けた一般車両については、別表 5 の 4 に定める表示マークを表示するものとする。
- ⑤「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和 2 年 4 月 1 日以降にレベル 1 の認定を受けた一般車両については、別表 5 の 5 に定める表示マークを表示するものとする。
- ⑥「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和 6 年 4 月 1 日改正）」においてレベル準 1 の認定を受けた一般車両については、別紙 5 の 6 に定める表示マークを表示するものとする。

(2) 表示マークの大きさについては、15 cm 四方以上とする。

(3) 表示位置については、窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

6 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、視野及び運転操作を妨げない位置で、次により表示又は掲示する。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

旅客から見やすい様に掲示する。

(2) 登録タクシー運転者証、個人タクシー事業者乗務証

タクシー業務適正化特別措置法の規定により「登録タクシー運転者証」「個人タクシー事業者乗務証」を表示しなければならない場合は、裏を旅客から見やすいように表示する。

(3) 運賃割増

黄色地に黒色の文字で、深夜早朝に於ける運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に表示する。

(4) 禁煙表示

旅客から見やすい位置（例：防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等）に表示する。

(5) 運賃及び料金の内容等（初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び

適用方法等)

旅客から見やすい位置に適切に表示する。

ただし、表示できない項目については、これらを記載したものを運転者に携行させることとする。

- 7 表示板による表示（Ⅱ 2 の表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。）

表示板は、縦 90、横 200 ミリメートル以上とし、表示する文字の大きさは縦横 70 ミリメートル以上とし白地に黒文字とする。以下「表示板」について同じ。）

表示板の使用方法は次によるものとし、掲出する位置は別表 1 「一般タクシーの表示方法」とし、車外前面から明瞭に確認できるように表示する。

(1) 『回送』板

ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレの為、運送の引き受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃、料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合は、回送板を掲出しなければならない。

イ. 回送板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 回送板は、全車両に備え付けておかななければならない。

エ. 回送板を掲出した時は、掲出した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入するものとする。

(2) 『予約』板

ア. 迎車回送料金を適用しない車両であって、旅客の申し込みを受けて迎車回送する場合、車外に向けて表示する。（ただし、(3) に規定する『迎車』板を掲出する場合は適用しない。）

イ. 予約板は、前記の場合以外掲出してはならない。

(3) 『迎車』板

ア. 旅客の運送申し込みを受けて迎車回送する場合は、迎車板を掲出しなければならない。（ただし、(2) に規定する『予約』板を掲出する場合には適用しない。）

イ. 迎車板は、前記の場合以外掲出してはならない。

(4) 『貸切』板

ア. 時間制運賃を適用する場合、又は福祉輸送運賃であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、貸切板を掲出しなければならない。

イ. 貸切板は、前記の場合以外掲出してはならない。

(5) 『観光』板

ア. 観光ルート別運賃を適用する場合は、観光ルート別運賃を適用する時間中、観光板を掲出しなければならない。

イ. 観光板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 観光板を掲出した時は、掲出した時刻及び観光ルート名を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

(6) 『救援』板

ア. 救援事業を行う場合は、その時間中、救援板を掲出しなければならない。

イ. 救援板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 救援板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

(7) 『定額』板

ア. 定額運賃を適用する場合であって旅客を乗車させたときから運送を終了するまでの間、定額板を掲出しなければならない。

イ. 定額板は、前記の場合以外掲出してはならない。

ウ. 定額板を掲出した時は、掲出した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備

考欄に記入しなければならない。

8 適用除外

- (1) 営業所のみにおいて運送の引き受けを行うもの、又はあらかじめ予約を受けて行う輸送に使用する車両であって、冠婚葬祭の場合等で旅客から表示灯等を外すよう求められた場合等、特段の必要があると認められる場合は、別添〔第1号様式〕により、山口運輸支局長の承認を受けた車両については、次に掲げる規定のみ適用し、その他は除外することができる。
 - ① 上記「Ⅱ 4 車外表示事項」のうち、(1)事業者の氏名、名称又は記号
 - ② 上記「Ⅱ 6 車内表示又は掲示事項等」のうち、(1)事業者の氏名又は名称等及び自動車登録番号、(4)禁煙表示。
 - ③ ただし、①②の表示方法は、旅客から見やすい位置とする。
- (2) 一定の地域において相当程度禁煙車両が導入される場合であって、利用者に周知されていると認められる地域においては、上記Ⅱ 3 (3)禁煙車表示灯は装着しなくてもよいものとする。

なお、当運輸支局における禁煙車表示灯を装着しなくてよい地域は、別表4のとおりとする。

Ⅲ ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号に定めるハイヤーとして届出をし、ハイヤー運賃を適用する車両）の表示事項

1 車外表示事項

車両の外側に、事業者の氏名、名称又は記号を表示する。

2 車内表示事項等

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
旅客から見やすい様に掲示する。
- (2) 禁煙表示
旅客から見やすい位置（例：防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等）に表示する。
なお、表示は別表2「禁煙表示灯の表示方法」の規格による。

3 運賃メーター器

運賃メーター器は、乗客から要求があった場合に後部座席から容易に表示が確認できる位置に装着する。

ただし、運賃メーター器によらない運賃のみを適用する車両にあつてはこの限りでは無い。

Ⅳ 福祉輸送車両（セダン型を含む）の表示事項

1 車外表示事項

車両の側面にする表示事項については次に掲げるものとし、それぞれの表示方法は次によるものとする。

また、表示する位置は別表3「福祉輸送車両の表示方法」例による。

なお、文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。文字の色は車体の塗色を考慮し明瞭に識別できる色を使用すること。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号

事業者名（名称）が容易に特定できるよう表示すること。（法人における「株」、「有」等は省略可）

(2) 「福祉輸送車両」

(3) 福祉輸送事業限定事業者にあつては「限定」

2 車内表示及び掲示事項

車両の内部にする表示又は掲示事項は次に掲げるものとし、それぞれの表示又は掲示方法は次によるものとする。

(1) 事業者の氏名又は名称

視野及び運転操作を妨げない位置で旅客から見えやすく固定式とする。

(2) 自動車登録番号

掲示方法は(1)に同じ。

(3) 運賃及び料金の内容

認可を受けた運賃及び料金並びに適用方法について、旅客に見やすい位置に適切に表示する。

(4) 「禁煙マーク」又は「禁煙車」

旅客から見やすい位置に適切に表示する。

3 車内表示装置、表示板

車両の内部に装着する表示装置又は表示板は、ダッシュボード上部、又は前席左前上方の位置に装着し、表示事項及び表示方法は次によるものとする。

なお、表示は車外から明瞭に確認できるものとし、運賃メーター器を設置する場合は、当該表示が連動して作動する構造であること。

(1) 「賃送」の表示

距離制運賃を適用しているとき、車内及び車外に向けて表示する。

(2) 「支払」の表示

支払いの場合に、車内及び車外に向けて表示する。

(3) 「迎車」の表示

(ア) 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。(ただし、(5)に規定する『予約』を表示する場合は適用しない。)

(イ) 『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

(4) 「回送」の表示

運転者が、乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送するとき、車外に向けて表示する。

(5) 「予約」の表示

迎車回送料金を適用しない車両であって、旅客の申し込みを受けて迎車回送する場合、車外に向けて表示する。(ただし、(3)に規定する『迎車』を表示する場合は適用しない。)

(6) 「貸切」の表示

時間制運賃を適用しているとき、車外に向けて表示する。

4 運賃メーター器

運賃メーター器は、運転席でのメーター操作が容易で、かつ旅客から運賃の表示が確認できる位置に装着すること。

ただし、運賃メーター器によらない運賃のみを適用する車両にあってはこの限りでは無い。

附則（平成18年3月31日）

1. 本取扱いは、平成18年4月1日より適用する。
2. 平成14年5月23日付け山陸公示第2号「一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示の取扱いについて」は、平成18年3月31日限りで廃止する。
3. 本取扱いの適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、次の車両代替時に本取扱いに適合する表示に切り替える。また2の廃止する取扱いにより適用除外の承認を受けた車両で、本要領に適合しなくなるものについても、同様に本取扱いに適合する表示に切り替える。

附則（平成18年9月29日）

1. 本取扱いは、平成18年10月10日より適用する。
2. 本取扱いの適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、次の車両代替時に本取扱いに適合する表示に切り替える。

附則（平成20年12月25日）

1. 本取扱いは、平成21年1月5日より適用する。
2. 本取扱いの適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、次の車両代替時に本取扱いに適合する表示に切り替える。

附則（平成22年9月 9日）

本取扱いは、平成22年10月1日より適用する。

附則（平成24年9月26日）

1. 本取扱いは、平成24年10月1日より適用する。
2. 本取扱いの適用日に使用中の車両の表示事項及び表示方法については、次の車両代替時に本取扱いに適合する表示に切り替える。

附則（令和 2年1月 9日）

1. 本取扱いは、令和2年2月1日より適用する。
2. 小型表示灯については、表示消去等の措置を行う期間として、令和3年1月31日までに限り、なお従前の例による表示とすることができる。

附則（令和 2年4月 6日）

1. 本取扱いは、令和2年4月1日より適用する。

附則（令和 5年8月 1日）

1. 本取扱いは、令和5年8月1日より適用する。
2. 本取扱いの適用日に現に存する事業用自動車の表示等については、なお従前の例によることができる。

附則（令和 6年4月22日）

1. 本取扱いは、令和6年4月22日より適用する。

年 月 日

中国運輸局山口運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称

タクシー車両の表示等実施適用除外承認申請書

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の表示等について、「一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示の取扱いについて」の規定により適用除外の承認を申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所

2. 適用除外を受けようとする車両

登録番号	車名	型式	乗車定員	所属営業所	備考

3. 適用除外を受けようとする表示事項等

※事業者の氏名、名称又は記号については適用除外になりません。

4. 適用除外を必要とする理由

.....(以下支局使用).....

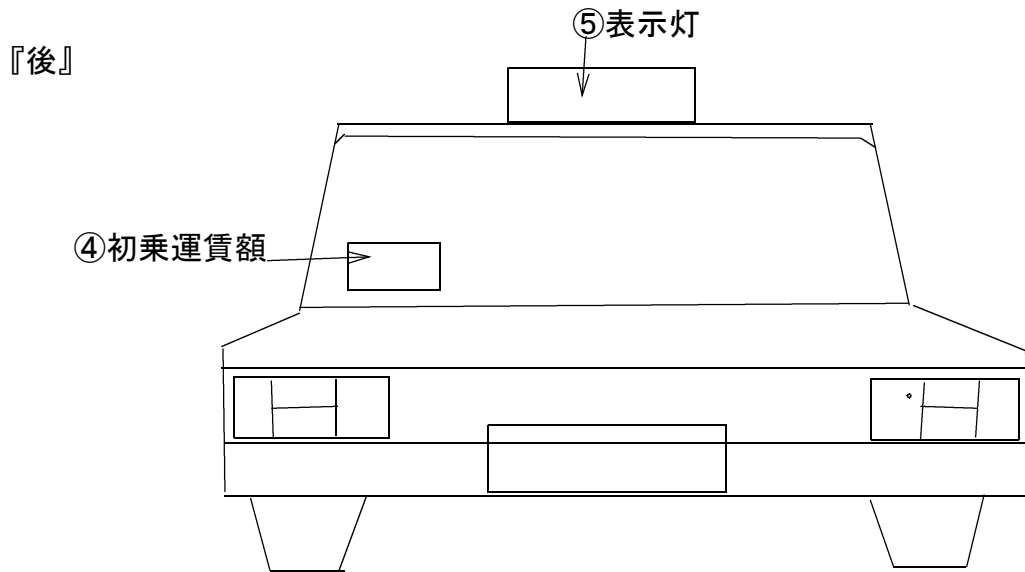
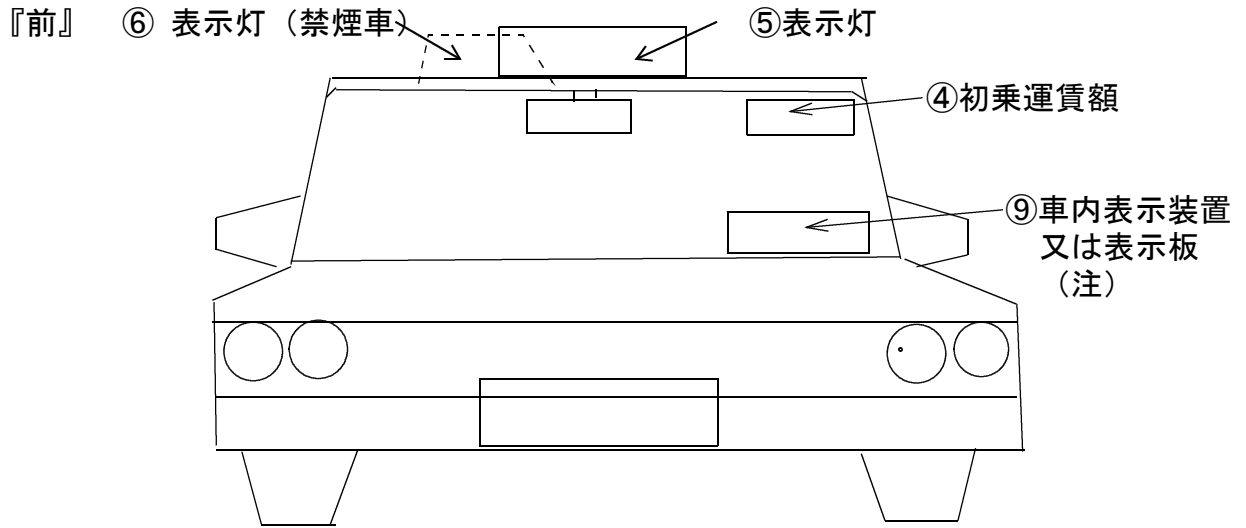
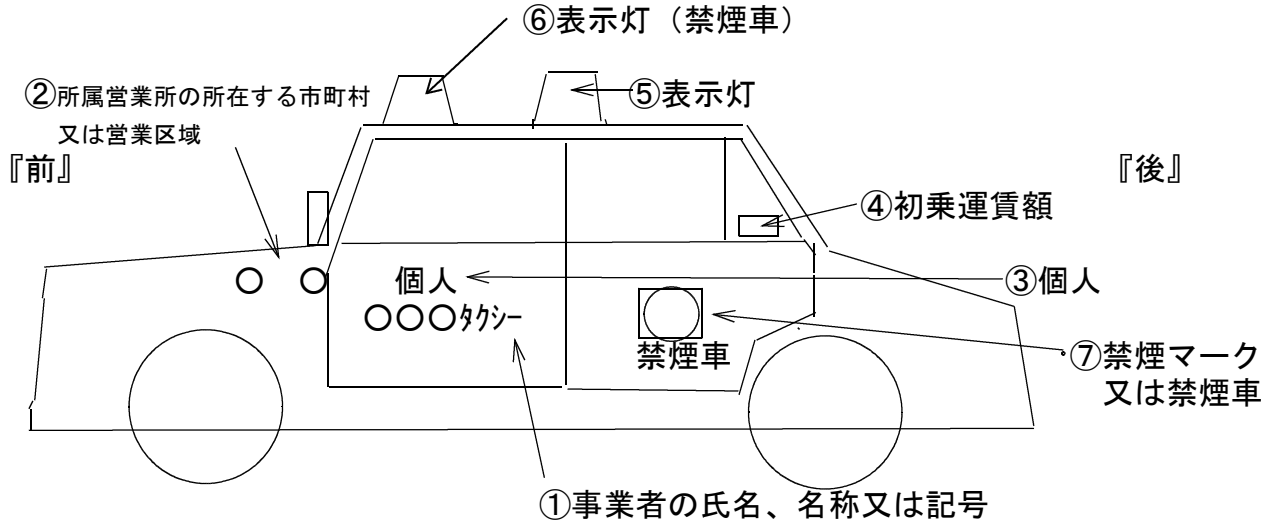
山 運 輸 第 号

本件は申請のとおり承認する。

年 月 日

中国運輸局山口運輸支局長

別表 1 一般タクシーの表示方法

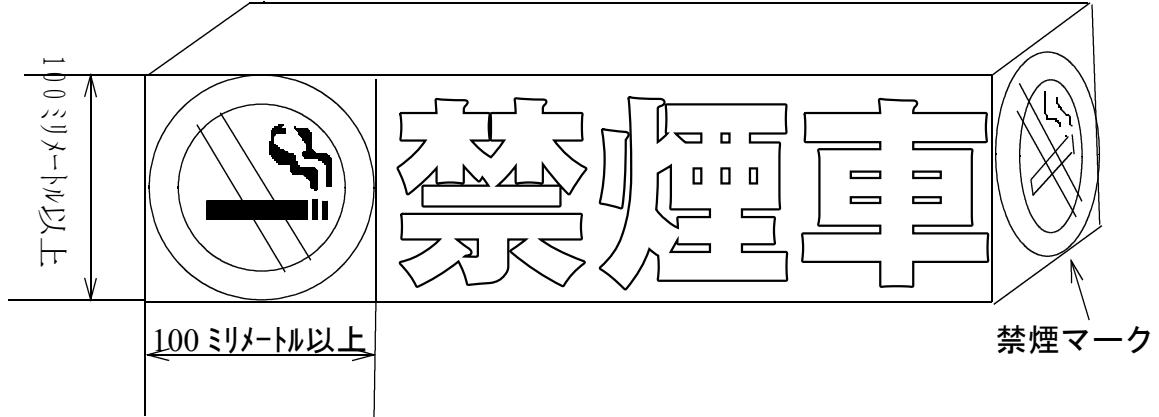


注：車外表示装置（表示灯）に（2）表示事項①から⑦が表示される場合は、ダッシュボード等への装着でも可

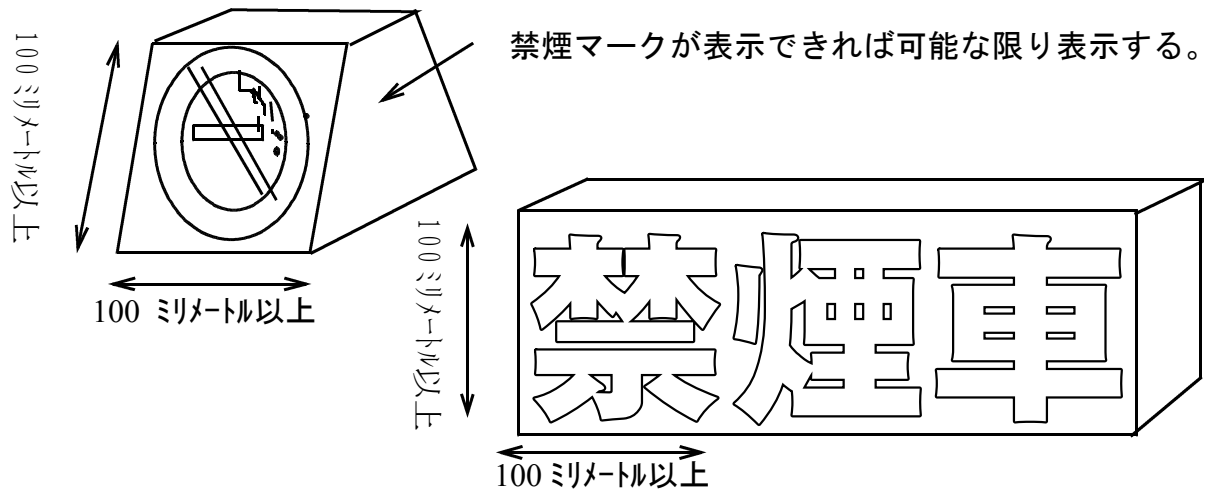
別表 2 禁煙表示灯の表示方法

(1) 表示灯

「禁煙マーク」及び「禁煙車」をあわせた表示灯の例

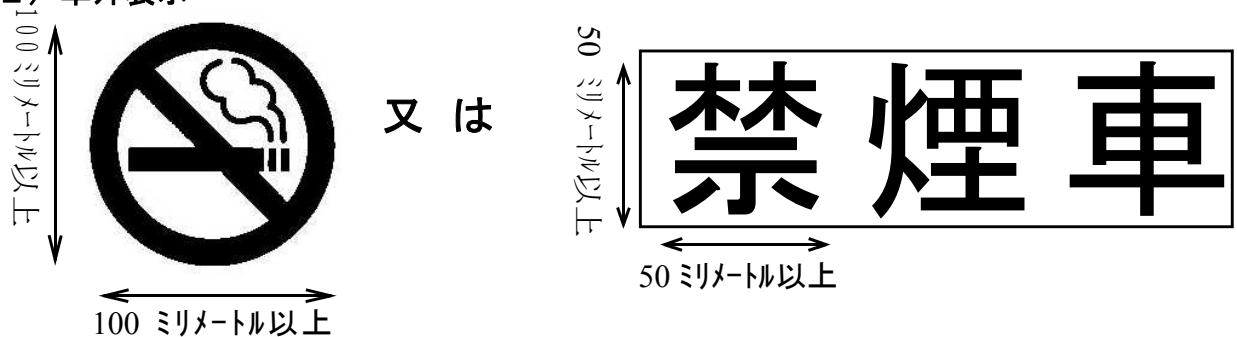


「禁煙マーク」又は「禁煙車」のみの表示灯の例



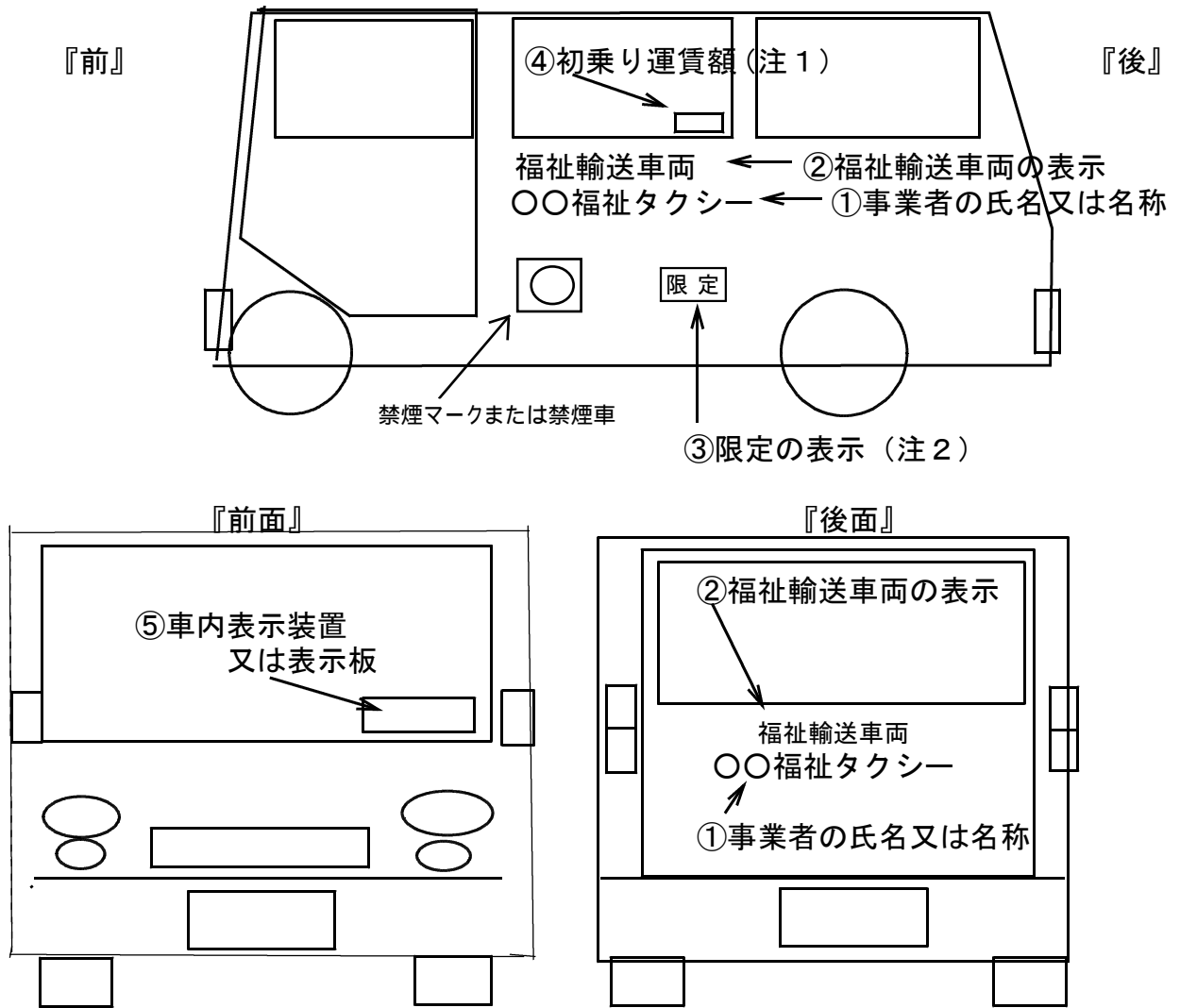
注：灯光色等については、平成 14 年 5 月 24 日付け中国自旅二第 51 号による

(2) 車外表示



注：車内表示についても車外表示と同様とするが、大きさについては規定しない

別表 3 福祉輸送限定車両の表示方法



注1 : ④の初乗り運賃額については、旅客に見やすい位置に適切に表示することでも可
 注2 : ③の「限定」については福祉輸送事業限定事業者のみ表示
 注3 : 『後面』については表示省略も可

別表 4 禁煙車表示灯を装着しなくてよい地域

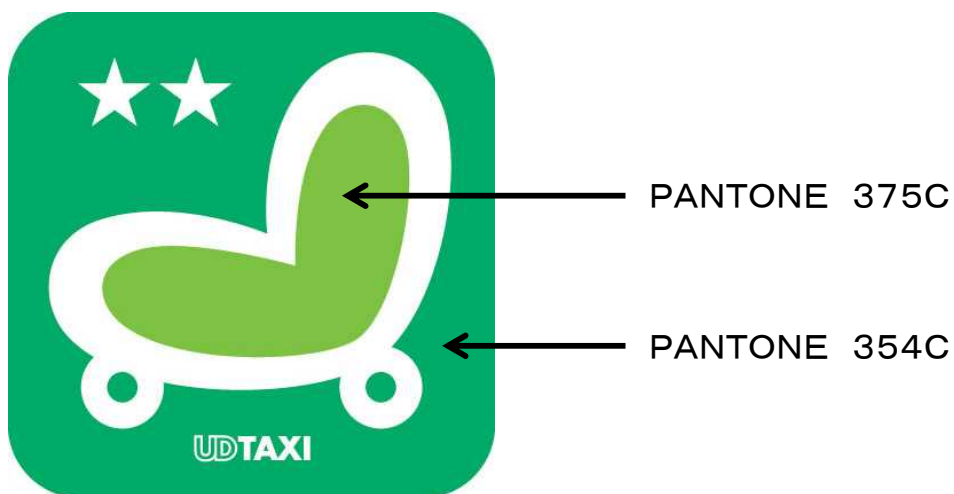
営業区域	市 町 村 名
下関市	下関市
宇部市	宇部市
山口市	山口市（平成22年1月16日編入の旧阿武郡阿東町を除く）
萩交通圏	萩市、阿武郡阿武町、山口市（平成22年1月16日編入の旧阿武郡阿東町に限る）
周南市	周南市
防府市	防府市
下松市	下松市
岩国交通圏	岩国市、玖珂郡和木町
山陽小野田市	山陽小野田市
光市	光市
長門市	長門市
柳井交通圏	柳井市、熊毛郡上関町、田布施町、平生町
美祢市	美祢市
大島郡	周防大島町

別表5の1

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日以前にレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

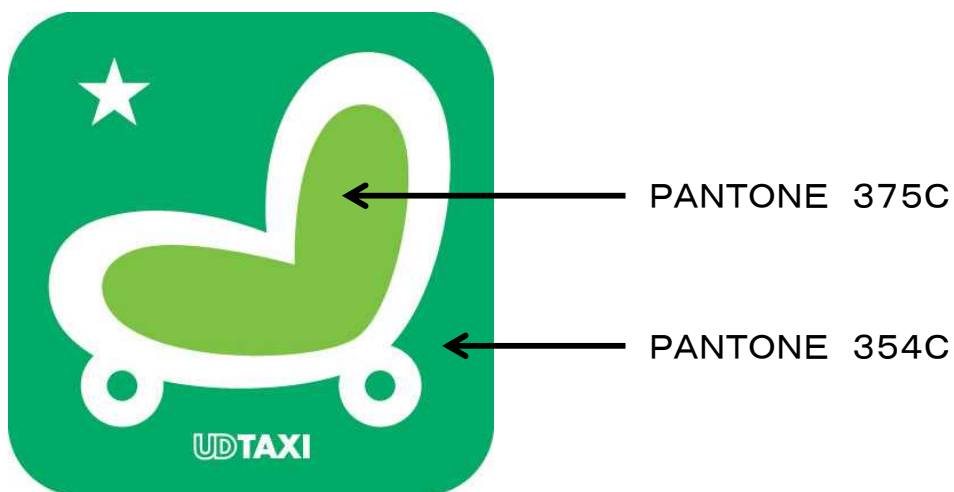


別表5の2

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日以前にレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

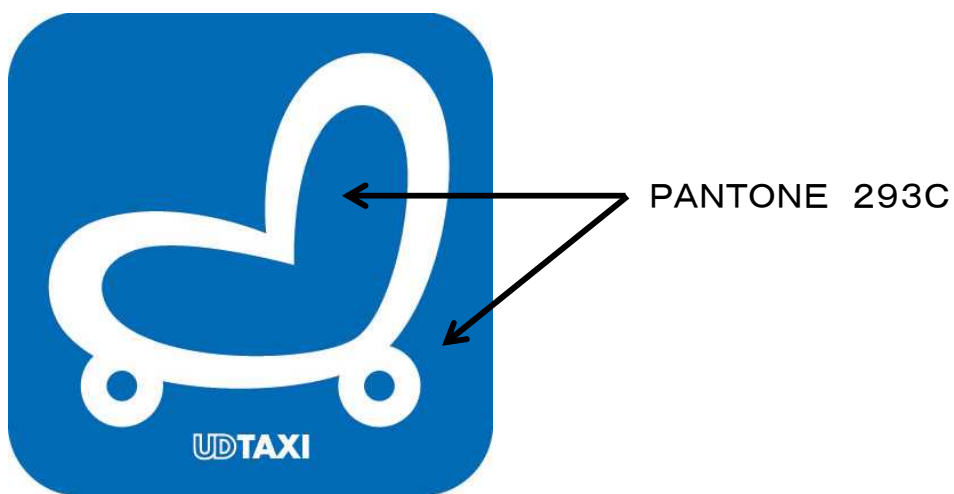


別表5の3

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない
車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両用の表示マーク



※配色について

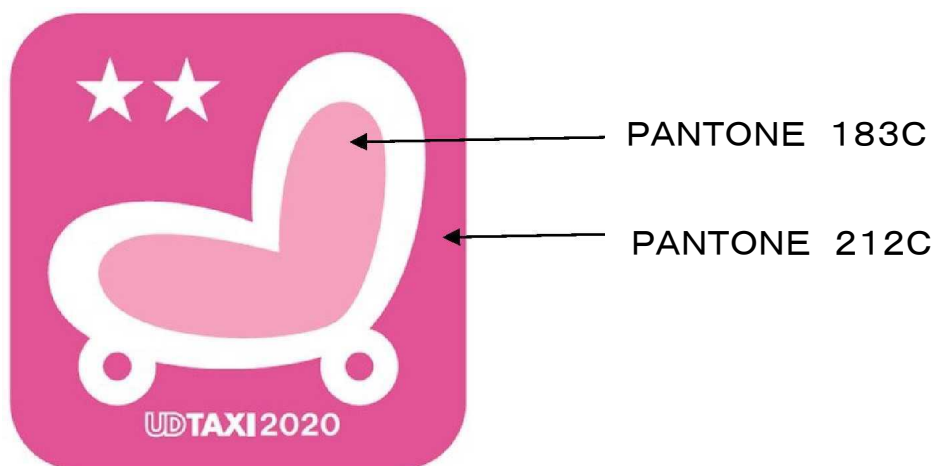


別表5の4

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年4月1日以前に、レベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

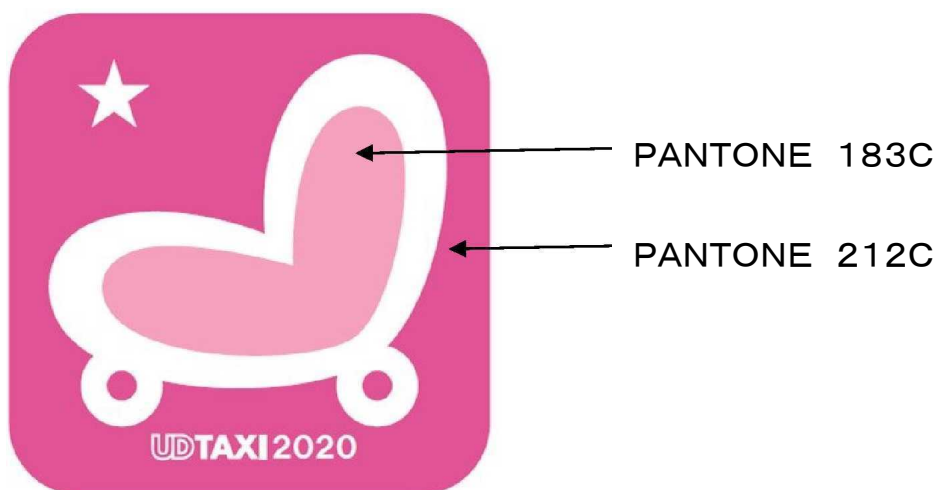


別表5の5

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年4月1日以降に、レベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について



別表5の6

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和6年4月1日改正)において、
レベル準1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

